

**国民健康保険または
老人医療受給者で
非課税世帯の方へ**

国民健康保険被保険者または老人医療受給者で、その世帯が非課税世帯に該当される方は、入院したとき、「標準負担額減額認定証」等を提示することにより、別表1、2のとおり入院時食事代等が減額されます。認定証が必要な方は申請により交付しますので住民課までお越しください。

**別表1
70歳未満の国民健康保険被保険者**

所得区分	入院時食事代 (1食当たり)
同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税の方	210円 (90日を超える入院の場合160円)
認定証を病院で提示しなかった場合または、課税世帯の方	260円

※申請により該当する場合は、「標準負担額減額認定証」を交付します。

別表2

70歳以上の国民健康保険被保険者(国保)、老人医療受給者(老人)

区分	所得区分	入院時食事代 (1食当たり)	入院時自己負担限度額
区分Ⅰ	(国保)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が、(老人)世帯全員が、住民税非課税でその世帯の所得が0円の方(ただし、年金収入は80万円以下)	100円	15,000円
区分Ⅱ	(国保)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が、(老人)世帯全員が、住民税非課税で区分Ⅰ以外の方	210円 (90日を超える入院の場合160円)	24,600円
認定証を病院で提示しなかった場合または、課税世帯の方		260円	40,200円 (10月以降診療分は、44,400円)

※申請により該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定書」を交付します。

持ってくるもの

- ・ 保険証
- ・ 印鑑
- ・ 国保高齢受給者証または老人医療受給者証(該当者のみ)

問合せ先

住民課 保険年金係
TEL 820-5604

**重度心身障害者及び
ひとり親家庭等
医療費受給者証交付申請**

8月1日は、重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費受給者証の更新期です。交付申請手続きはお済みですか？

なお、所得制限などにより資格停止となっている方も、平成18年度の受給者証については、平成17年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。

手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳(重度障害者のみ)

問合せ先

福祉課 社会福祉係
児童福祉係
TEL 820-5605

**交通遺児等育成資金貸付と
介護料の支給について**

■交通遺児等育成資金貸付
自動車事故によって死亡

または、重度後遺障害者になられた方のお子さま(0歳から中学校卒業まで)に対し、育成資金をお貸しします。

貸付申込者
その子どもを扶養している保護者

貸付金額
一時金 15万5千円
毎月 2万円
入学支度金(小中学校入学時) 4万4千円

利子 無利子

貸付期間
貸付が決定した月から中

ごぞんじですか? くわしい年金知識

希望すれば、65歳から70歳になるまで国民年金に加入できます。

希望すれば、65歳から70歳になるまで国民年金に加入できます。

昨年4月から、昭和40年4月1日以前に生まれた方まで適用範囲が拡大されました。

65歳前に保険料納付済期間や保険料免除期間を有し、65歳になったときに老齢基礎年金を受けるための資格期間(25年)が足りない方が対象となります。「もう年金はもらえない」と思っていた昭和30年4月2日以降昭和40年4月1日までに生まれた方は、近くの社会保険事務所でご相談ください。

60歳から65歳までは老齢基礎年金の受給額を増やしたい方も加入できますが、65歳からは年金の受給額を増やすためにだけ加入することはできません。

問合せ先
広島南社会保険事務所 TEL253-7710
住民課 保険年金係 TEL820-5604

学校卒業の月まで
返還期間

中学校卒業後1年間据置後、月賦又は半年賦併用による20年以内の均等払い。ただし、高校・大学等へ進学した場合、在学中は返還が猶予されます。

■介護料の支給

自動車事故によって重度後遺障害者になられた方で、介護を必要とされる方に対して、介護料を支給します。

介護料支給対象者

機構の基準による
支給期間
申請を受理した月から介

護料を支給すべき事由が消滅する月まで。
介護料支給月額

	支給月額	
特Ⅰ種	定額	68,440円
	上限額	136,880円
Ⅰ種	定額	58,570円
	上限額	108,000円
Ⅱ種	定額	29,290円
	上限額	54,000円

問合せ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所
TEL 297-2255
(福祉課)

2006広島県障害者ふれあいランド及び障害者芸術文化祭の合同開催

障害のある人々の社会参加を促進し、障害のある人々に対する理解を深めるため、広島県障害者ふれあいランド及び障害者芸術文化祭(美術作品展、音楽発表会)が開催されます。

内容

福祉サービスの紹介、手工芸品の展示・即売、障害のある人々の暮らしの相談等
とき
9月8日(金)～10日(日)

敬老会出演芸能団体募集

今年も9月17日(日)に開催する敬老会で、歌や踊りを披露してくださる方を募集します。敬老会参加者の方

もふるってご応募ください。

団体数 4団体程度

資格

町内で活動されている芸能団体等

出演時間

1団体当たり5分程度

申込方法

役場・各公民館に置いてある応募用紙に必要事項を記入の上、実行委員会事務局(福祉課)に提出してください。

締切り

8月18日(金)

決定

実行委員会でご選考し、決定します。

問合せ先
敬老会実行委員会事務局
(福祉課)

TEL 820-5605

！おしえてー！

介護保険のしくみ

介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

介護保険料は65歳になったらすぐに年金から天引きされますか。

A お答えします・・・

いいえ、65歳になってすぐに介護保険料は年金からの天引きはできません。65歳の誕生日の翌年の10月までは納付書でお納めいただきます。

これは、社会保険庁と介護保険料の金額の調整が年に1度しか行えないからです。前年の3月から当年の2月末までに65歳に年齢到達、又は転入された方は当年の10月から年金からの天引きが開始されます。

なお、平成19年度からは4月にも年金からの天引きを開始することができるようになります。

問合せ先 福祉課 高齢者福祉係
TEL820-5605

